

# 山梨県公報

第千八百二十九号

平成二十年

二月十四日

木曜日

## 目次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定(二件) | 五五 |
| 保安林の指定の解除の予定                          | 五五 |
| 山梨県農作物奨励品種の指定の一部改正                    | 五五 |
| 換地計画の決定                               | 五六 |
| 県営土地改良事業計画の変更                         | 五六 |
| 県営土地改良事業の完了(二件)                       | 五六 |
| 廃川敷地等                                 | 五六 |
| 河川区域の指定の一部改正                          | 五七 |
| 道路の区域変更(三件)                           | 五七 |
| 公告                                    |    |
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請                     | 五八 |
| 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定             | 五八 |
| 土地区画整理組合の事業計画の変更認可                    | 五八 |
| 開発行為に関する工事の完了について                     | 五九 |
| 公安委員会                                 |    |
| 指定講習機関の代表者の氏名の変更の届出(二件)               | 五九 |
| 一般競争入札について                            | 五九 |

## 告示

### 山梨県告示第四十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成二十年二月十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定する区域 中巨摩郡昭和町紙漕阿原一三五九番地の一部及び一三五六番地の一部
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

### 山梨県告示第四十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成二十年二月十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定する区域 都留市上谷一五五九番地一の一部、一五五九番地二、一五六四番地一の一部、一五六七番地一の一部、一五六八番地一の一部、一五六九番地九の一部及び一五七〇番地
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第十八条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第十八条第二項の基準に適合していない特定有害物質の名称 六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物

### 山梨県告示第四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十年二月十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 解除に係る保安林の所在場所 南アルプス市桃園字西原一六一七の一から一六一七の四まで、一六一八の一、一六一八の三、一六一八の四
- 二 保安林として指定された目的 水害の防備
- 三 解除の理由 公園用地とするため

### 山梨県告示第四十五号

山梨県農作物奨励品種の指定(昭和四十一年山梨県告示第二十九号)の一部を次のよ

うに改正する。

平成二十年二月十四日

山梨県知事 横内正明

三の表の次に次の二表を加える

四 花き

|             |      |          |                              |
|-------------|------|----------|------------------------------|
| キヤットミン<br>ト | 推奨品種 | かいミント・コマ | 草姿は小型で開花が早い。花色は濃い紫色、葉色は濃い。   |
| 同           | 同    | かいミント・ヤツ | 草姿は小型で開花が早い。花色は淡い紫色、葉色は淡い。   |
| 同           | 同    | かいミント・フジ | 草姿は大型で耐倒伏性が強い。開花はやや早い。花色は紫色。 |

山梨県告示第四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業春日居第一地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十年二月十四日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年二月十五日から同年三月十三日まで

三 縦覧場所

笛吹市役所

四 異議申出期間

平成二十年三月十四日から同月二十八日まで

山梨県告示第四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用す

る同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業松里地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十年二月十四日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年二月十五日から同年三月十三日まで

三 縦覧場所

甲州市役所

四 異議申出期間

平成二十年三月十四日から同月二十八日まで

山梨県告示第四十八号

県営土地改良事業（藤井地区ため池等整備事業）の工事は、平成十九年三月十五日をもって完了した。

平成二十年二月十四日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第四十九号

県営土地改良事業（一宮塩田地区畑地帯総合整備事業）の工事は、平成十九年三月二十三日をもって完了した。

平成二十年二月十四日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第五十号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県土木部治水課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年二月十四日

山梨県知事 横内正明

一 河川の名称 相模川水系 浅川川

- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十年二月十四日
- 三 廃川敷地等の位置 大月市七保町浅川字广坂千六百二十五番地先から大月市七保町浅川字東川原八百五十六番一地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 二千二百三十三・一八平方メートル

**山梨県告示第五十一号**

一級河川浅川川に係る河川区域の指定（昭和五十五年山梨県告示第二百四十四号）の一部を次のように改正する。  
平成二十年二月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

「第一号図及び第二号図」を「第一号図から第五号図まで」に改める。  
（その関係図面を山梨県土木部治水課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く）に備え置いて縦覧に供する。）

**山梨県告示第五十二号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十年三月六日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十年二月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷黒沢線
- 三 道路の区域

| 区 間   | 旧新の別         |              | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|---|--------------|--------------|-----------------|--------------|
|   | 旧            | 新            |                 |              |
| 南巨摩郡黒沢町駅前通二丁目字沢ノ戸三七七〇番の一地从先から南巨摩郡黒沢町駅前通二丁目字沢ノ戸三七八五番の四地先まで | 一三・〇<br>一三・〇 | 一一・五<br>一五・五 | 一三三〇・二          | 一三三〇・二       |

**山梨県告示第五十三号**

山梨県公報 第千八百二十九号 平成二十年二月十四日

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十年三月六日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十年二月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷身延線
- 三 道路の区域

| 区 間   | 旧新の別        |             | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|---|-------------|-------------|-----------------|--------------|
|   | 旧           | 新           |                 |              |
| 西八代郡市川三郷町黒沢字野尻八九六番の一地从先から西八代郡市川三郷町黒沢字家ノ後一九八四番地先まで | 五・五<br>三〇・〇 | 六・七<br>六八・〇 | 一七二〇・〇          | 一七二〇・〇       |
| 西八代郡市川三郷町黒沢字野尻八九六番の一地从先から西八代郡市川三郷町黒沢字家ノ後一九八四番地先まで | 六・七<br>六八・〇 | 五・五<br>三〇・〇 | 一七二〇・〇          | 一七二〇・〇       |

**山梨県告示第五十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十年三月六日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十年二月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士吉田西桂線

三 道路の区域

| 区 間  | 旧新の別 |      | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|--|------|------|-----------------|---------------|
|  | 旧    | 新    |                 |               |
| 南都留郡西桂町大字小沼字池の頭二九七七番地先から<br>南都留郡西桂町大字倉見字前田六六六番の<br>三地先まで       | 三・〇  | 一三・七 | 一六九九・六          |               |
|  | 一三・七 | 三・〇  |                 |               |
| 南都留郡西桂町大字小沼字池の頭二九七七番地先から<br>南都留郡西桂町大字倉見字前田六六六番の<br>三地先まで       | 三・〇  | 一三・七 | 一六九九・六          |               |
|  | 一三・七 | 三・〇  |                 |               |
| 南都留郡西桂町大字小沼字池の頭二九二三番地先から<br>南都留郡西桂町大字倉見字前田六六六番の<br>三地先まで       | 一一・六 | 四六・〇 | 一三三三・〇          |               |
|  | 四六・〇 | 一一・六 |                 |               |
| 南都留郡西桂町大字倉見字養和田四三二番の<br>一地先から<br>南都留郡西桂町大字倉見字養和田四〇八番<br>の一地先まで | 四・〇  | 四・五  | 一一二・〇           |               |
|  | 四・五  | 四・〇  |                 |               |
| 南都留郡西桂町大字倉見字養和田四〇八番<br>の一地先まで                                  | 五・〇  | 一一・〇 | 一一〇・〇           |               |
|  | 一一・〇 | 五・〇  |                 |               |

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
 平成二十年二月十四日

一 申請のあった年月日 平成二十年一月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的  
 1 名称 特定非営利活動法人 くるみメイト  
 2 代表者の氏名 渡邊勝義  
 3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡忍野村忍草九百九十三番地一  
 4 定款に記載された目的  
 この法人は、自立意欲がありながら、就労が困難な十五歳以上の障害者、難病患者等を対象に、通所による活動の場を提供し、生活指導事業、地域生活支援事業、作業指導事業及び文化的・創造的活動事業を実施し、障害者の自立の促進と福祉の向上を図ることを目的とする。  
 三 縦覧期間 平成二十年一月二十九日から同年三月二十八日まで

● 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定  
 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により、次の者を同法第五十四条第二項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定した。  
 平成二十年二月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

| 名 称         | 所 在 地        | 指 定 年 月 日 |
|-------------|--------------|-----------|
| あとへの心のクリニック | 甲府市増坪町五四一番地三 | 平成二十年二月一日 |
| マルジン薬局      | 甲府市朝日四丁目一番一号 | 平成二十年二月一日 |
| マルジン薬局北口店   | 甲府市北口一丁目六番八号 | 平成二十年二月一日 |

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可  
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。  
 平成二十年二月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 組合の名称  
富士河口湖町小立土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地  
南都留郡富士河口湖町小立七百四十九番地
- 三 施行地区  
南都留郡富士河口湖町小立字白木、字出口、字李原、字皮籠石、字大堀、字七本桜及び勝山字豆塚の各一部
- 四 設立認可の年月日  
平成十七年十一月七日
- 五 事業施行期間  
平成十七年度から平成二十五年度まで
- 六 変更認可の年月日  
平成二十年二月十四日

● 開発行為に関する工事を完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
平成二十年二月十四日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
南都留郡富士河口湖町勝山字猫穴下尾根三五七九の一部、三五八二の一部、三五八三の一部、三五八三の二の一部、三五八三の三の一部、三五八六の一部、三五九〇の一部、三五九〇の三の一部及び三五九一並びに上尾根三五九八、三五九九、三六〇〇、三六〇一、三六〇二、三六〇三、三六〇三の二、三六〇四、三六〇五、三六〇六、三六〇七、三六〇八の二、三六〇八の三、三六〇九の二、三六〇九の三、三六一〇の二、三六一〇の三、三六一〇の四、三六一一の二、三六一一の三、三六一二、三六一二四及び三六一二五並びに鳴沢村字大鹿窪四五三〇の三、四五四〇の二、四五四一の二及び四五四一の三の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都目黒区中根二丁目三番十九号 株式会社牧野フライス製作所 代表取締役 牧野二郎

## 公安委員会

山梨県公安委員会告示第十三号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、葺崎自動車教習所から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
平成二十年二月十四日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

- 一 変更後の代表者の氏名 若尾 磯男
- 二 変更年月日 平成十九年十二月二十一日

### 山梨県公安委員会告示第十四号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、昭和自動車教習所から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
平成二十年二月十四日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

- 一 変更後の代表者の氏名 若尾 磯男
- 二 変更年月日 平成十九年十二月二十一日

● 一般競争入札について  
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成二十年二月十四日

山梨県警察本部長 宮 城 直 樹

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 役務の名称及び数量  
自動車保管場所証明事務現地調査等業務委託 一式
- 2 役務の仕様等  
入札説明書で定める内容等であること。

### 3 履行期間

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

### 4 履行場所

山梨県内各警察署管轄区域内

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 平成十九年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成十九年山梨県告示第四百十六号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 4 会社更生法(平成十四年法律第五百四十四号)第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があつた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをされなかつた者とみなす。
- 5 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十二条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをされなかつた者とみなす。
- 6 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- 7 現に、法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していないこと。
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条に規定する暴力団員が経営し、又は実質的に経営を支配していないこと。

9 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

10 純資産一千万円以上の法人であること。

11 法人向けサービスの業歴が三年以上であり、過去二年以内において当該業務に関して刑に処せられたことがないこと。

12 業務知識・遂行能力向上のための研修に関する規程を定めており、当該規程に基づき研修を実施していること。

13 自主検査に関する規程を定めており、当該規程に基づき自主検査を実施していること。

14 報奨・ペナルティに関する規程を定めていること。

15 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。

16 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。

17 自動車の販売・整備の業務を正業又は兼業としていない法人及び自動車保管場所証明申請に係る代理業務を正業又は兼業としていない法人であること。

18 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。)に次のアからオまでのいずれかに該当する者のいない法人であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇〇〇〇三二 山梨県甲府市中央一丁目十番一号 山梨県警察本部

交通部交通規制課規制企画係 電話〇五五 二三五 二二二二

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十年二月二十七日（水）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の一の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所  
平成二十年三月二十五日（火）午後二時 山梨県警察本部交通部交通規制課五階会議室

4 郵送による入札書の受領期限及び場所  
平成二十年三月二十四日（月）午後四時までに山梨県警察本部交通部交通規制課規制企画係（郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

5 入札の無効  
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法  
この公告に示した役務を履行できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金  
免除

3 契約保証金  
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十年三月四日（火）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までに三の一の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

#### 要

6 その他

詳細は、入札説明書にちよ。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

2 Outsourcing of Field Survey and etc. Concerning Automobile Storage, 1 Set

3 Date and time for tender

2:00PM March 25, 2008

4 Bureau in charge

Regulation and Planning Section, Traffic Regulation Division, Traffic

Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 10-1 Chuo 1-chome

Kofu-shi Yamanashi-ken 400-0032 Japan TEL 055-235-2121

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番